

著作権 契約書



第13回 劇団と劇作家「音楽座」裁判から3年

弁護士・ニューヨーク州弁護士

福井健策

少しずつですが、劇団と劇作家の関係をめぐる相談が増えていきます。最近メディアを賑わせたのは、劇作家の鄭義信さんと劇団「新宿梁山泊」の裁判でしょう。無断上演をめぐって鄭さんと劇団が争いになり、報道によれば、劇団側は「人魚伝説」など2戯曲は劇団が集団創作したものであるから、共同著作物だ」と主張されるようです。

思いだすのは、私も劇作家側の代理人として手がけた「音楽座」裁判です。特異という点では梁山泊裁判よりはるかに複雑怪奇、私にとっても指折りのタフな訴訟だった音楽座裁判から3年。事件を振り返りながら、劇団と戯曲の著作権の問題を考えてみましょう。音楽座はいわずと知れた和製ミュージカルの代表的劇団でした。

のは、全員が著作者といってよいほど戯曲著作上の貢献をする場合を指します。通常のアドバイス・情報提供・励まし、まして金銭援助といったことは、(とても大切なことですが)共同著作の根拠にはなりません。アドバイスや助力で共同著作になるなら、世の中の多くの作品は大勢の権利共有になって、大混乱になるでしょう。

裁判は、ヒューマンデザイン側が社員の方々を中心に大量の証言やリソースを投入し、著作権裁判としては稀に見る大規模なものになりました。対するは横山さんと私の二人ですが、旧音楽座劇団員の方々や劇作家協会など、力強い支援者も現れました。

そして、東京地裁は2004年、**横山さん全面勝訴**といえる判決をくだしました。横山さんが権利を主張していた全18作品について、彼を著作者・著作権者と認められたのです。ヒューマンデザインは控訴しました。これが、現在でも判例誌に載っている「音楽座事件判決」です。

桐朋学園卒業生で結成された劇団で、『夢の降る街』『シャボン玉とんだ宇宙までとんだ』『とつてもゴースト』『アイ・ラブ・坊っちゃん』など数々の傑作ミュージカルで人気を呼んだり各賞を受賞し、一世を風靡した団体です。ところが、母体であった劇ヒューマンデザイン代表者らの脱税事件により、音楽座が解散を発表したのが96年。旗揚げ以来の座付作家だった横山由和さんは、これをきっかけに自らのカンパニーを立ち上げます。するとヒューマンデザインは、「音楽座作品は劇団員全員の集団創作だった」、「音楽座がヒューマンデザインの傘下に入った後は代表者相川氏がメンバーを手足として戯曲を執筆していた」と主張。ついに裁判で、合計22作品の著作

者が誰だったのか争われることになったのです。法律をおさらいしておけば、よく「上演権」「複製権」などと分け呼ぶことがあります。その総称が「著作権」です。そして、著作権は、作品を創作した人(著作者)にあるのが原則です。著作権は譲渡できますが、譲渡しない限りは、著作者にあるのです。作品を共同で著作した場合には、著作権も共有になります。共有ならば、権利者全員の同意がないと戯曲は利用できません。つまり、上演するには全員の許可が必要です。

という訳で、戯曲は横山さんが執筆したのか、あるいは、集団創作だったり、相川代表がメンバーを手足として執筆していたのか、

が重要な争点になったのです。横山さんは、最後の3作品などを除く18作品を自分の著作だと主張しました(1作だけ他の元団員の方との共作)。これらの作品は、初演時には横山さん作としてクレジットされていました。また、ヒューマンデザインは横山さんと著作者とする上演契約書を結んだり、上演料を横山さんに支払っていました。

著作権法では、作品公表の時に著作者としてクレジットを受けた人(この場合横山さん)は、著作者であるという「法律上の推定」を受けます。「推定」というのは、相手側が反証に成功しない限りは、著作者だったとみなされる、といった意味です。また、重要なポイントとして、戯曲の共同著作という



とはいえ、横山さんはヒューマンデザイン時代の後期作品については、そもそもヒューマンデザインで上演されるべきという考えでした。こうした希望も踏まえて、翌年、**東京高裁で和解**が成立しました。つまり…

●『ヴェローナ物語』『夢の降る街』など前期13作品については、横山さんが著作権を持ち、横山さんの著作名義で利用される(1作品のみ他の方との共作)。

●『シャボン玉とんだ宇宙までとんだ』以後の後期8作品につ

いては、ヒューマンデザインが著作権を持つ。ただし『アイ・ラブ・坊っちゃん』までの5作品は「横山由和・ワームホールプロジェクト」という著作名義で利用される。

●横山さんは(高額と言つてよい)和解金を受け取る。

というものでした。後期5作品が連名になる条件は、再演の際には先方が改訂すると考えて受け入れられるものです。

作家としての最低限の名誉と収入を守りながら、作品の上演環境を「殺さない」ための選択でした。

この判断の評価は歴史に委ねることにしましょう。現在、音楽座ミュージカルは「存じの通り意欲的に上演されており、私が見る範囲では、和解条件は守られているようです。横山さんにも、この原稿を書くために久しぶりに連絡したところ、「元氣です。旧作も上演していて、評判いいですよ!」と、変わらぬ楽天的な声が返って来ました。

裁判から3年。当事者はすでに次の歩みをはじめようとしています。

(註)裁判所HP (<http://www.courts.go.jp/>)の「裁判例情報」で全文欄に「音楽座」と入力すると判決を読めます。